

令和2年第31回定例公安委員会会議録

開催日時 令和2年11月12日(木) 午前11時10分～午後3時

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時55分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 津田警察本部長 川島警務部長 柴田首席監察官
河本生活安全部長 長谷高刑事部長 保田交通部長
谷村警備部長 本庄警察学校長 濱口情報通信部長
細田警務部参事官

(事務局等～松本公安委員会補佐室長、中田補佐、総務課員)

3 議題事項

4 報告事項

○年末及び年始における特別警戒取締りの実施(生活安全部)

○東京2020オリンピック聖火リレー実施概要(警備部)

(1) 年末及び年始における特別警戒取締りの実施(生活安全部)

警察本部

年末年始は、強盗等の凶悪事件や、初詣における雑踏事故の発生が懸念されることから、年末年始に発生が予想される各種事件・事故等の発生を抑止し、県民の安全と平穏を確保することを目的として、特別警戒取締りを実施する。

期間は、本年12月1日から令和3年1月5日までの36日間であり、大きく3期間に分けている。

第1期は広報啓発期間として、12月1日から同月13日までを設定しており、各種犯罪被害防止等の広報啓発活動、関係機関、防犯ボランティア団体等と協働した抑止活動を行うほか、広報紙の作成・配布、巡回連絡、ホームページ、新聞、テレビ等を活用した広報啓発活動を実施する。

第2期は重点警戒期間として、12月14日から同月31日までを設定しており、金融機関、コンビニエンスストア等への立ち寄り警戒活動の強化や、繁華街のパトロール等を中心とした活動を実施する。

第3期は初詣等雑踏警戒期間として、令和3年1月1日から同月5日までを設定しており、初詣等に伴う雑踏事故防止活動を中心に行う。

なお、第1期期間中の12月10日は防犯の日、第2期期間中の12月15日は年金支給日と重複しているため、この両日は県下一斉の活動日として、スーパー、金融機関等において、特殊詐欺被害防止の広報活動を実施する。また、12月14日からは「年末の交通安全県民運動」が実施されるため、交通部とも連携した活動を行う。

委員

コロナ禍であり、例年とは違う年末年始となると思う。社会情勢が不安定な部分もあることから、特に警戒活動をよろしく願いしたい。

委員

G・O・Tキャンペーンなどの効果もあり、以前に比べると人出が増えている。事案対策のほか、警察職員の新型コロナウイルス感染症の感染防止にも留意していただきたい。

委員

パトカーを見ると、緊張感と守られているという安心感があると思う。パトロールは効果的な活動なので、交通部とも連携して行っていただきたい。

警察本部

各警察署では出動式も計画中であり、出動式を報道してもらうことによる効果もあると考えている。引き続き、県民に見える活動についても取り組んでいく。

(2) 東京2020オリンピック聖火リレー実施概要（警備部）

警察本部

東京2020オリンピック聖火リレーは、3月25日に福島県をスタートし、本県は27番目の令和3年5月21日及び同月22日に実施される。コースは、県内全19市町村、21区間、総距離約31キロであり、ランナーは著名人も含め約170人が予定されている。聖火リレーの隊列は通常区間と特殊区間で異な

るが、隊列の前後は交通規制を行う予定である。

セレブレーション会場は、1日目は倉吉市営ラグビー場、2日目はコカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク布勢総合運動公園が予定されている。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については現在検討中であり、詳細は今後決定される。

過去には聖火リレーの妨害事案が複数発生しているため、警察としても事案発生を防ぐべく対応する。県警察では、警察本部長以下の警備体制を予定しており、部隊編成による聖火ランナーの直近警戒対策、交通対策、ドローン対策等を行う。

今後、聖火リレー警備プロジェクトの立ち上げ、警備計画策定、訓練等を予定しているほか、定期人事異動後には部隊指揮官及び部隊員指名等を行う。

聖火リレーは世界的にも注目される行事であることから、関係機関と連携し、警備に万全を期す。

委員

事前に説明を受けたが、大きな行事であることから、万全な警備をお願いする。また、通常業務にも支障がでないようにしていただきたい。

警察本部

しっかりと対策する。

委員

いつ何が発生するか分からないので、有事に備えていただきたい。

観客が沿道に集まることが予想されるので、関係機関と駐車対策についても協議していただきたい。

委員

世界的に注目されるイベントであり、テロの標的となる可能性もある。警備も難しいものとなるかもしれないが、聖火リレーの成否は警備にかかっている部分もある。警察としても、しっかりと対策を執っていただきたい。

5 その他

交通死亡事故多発警報（令和2年第1号・西部ブロック警報）の発令（交通部）

警察本部

本年11月8日に米子警察署管内、同月11日に境港警察署管内において交通死亡事故が連続発生したことにより、本日から11月21日までの10日間、鳥取県交通対策協議会長である鳥取県知事から、「交通死亡事故多発警報（令和2年第1号・西部ブロック警報）」が発令された。

本発令を受け、西部ブロックの警察署を中心として、県下で街頭活動の強化及び注意喚起を行う。

なお、本年の交通死亡事故の発生状況は15件・15人であり、前年同期よりも11件・11人減少しているものの、引き続き、各種対策を行う。

委員

交通事故防止には、一人一人が気を付けることが必要だと思う。

警察本部

昨年は12月に6件の交通死亡事故が発生しており、やはり、日暮れが早いことから薄暮時間帯の発生が多い傾向にある。

委員

引き続き、広報啓発をよろしく願います。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・運転免許取消し処分に係る審査請求の裁決
- ・東京2020オリンピック聖火リレー実施概要

4 報告事項

定期監査関係

5 行事等

視察（通信指令課、交通管制センター）

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。